

たかねざわ 農委情報

令和4年1月
第131号

編集・発行
高根沢町農業委員会
高根沢町大字石末2053
TEL 675-8108



農地パトロール（宝積寺にて）

農地等の諸申請

（売買・交換・贈与・貸借・転用等）は

毎月10日〆切

（10日が休日の場合は、前開庁日）

主な内容

- 新年を迎えて…………… P2
- 女性農業委員として・非農家として
相続等の届出…………… P3
- 農地の貸し借りについて・免税軽油…………… P4
- 農業者年金…………… P5
- 農地パトロールの実施
農業委員会活動報告…………… P6

新年を迎えて



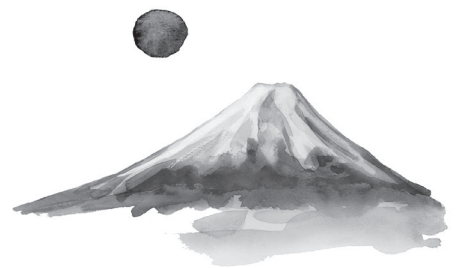
高根沢町農業委員会会長
野中照雄

新年明けましておめでとうござい
ます。新たな年を迎え、皆様ますま
すご健勝のこととお慶び申し上げま
す。

さて、昨年の5月に第24期の農業
委員会がスタートしましたが、一昨
年来的新型コロナウイルス感染症拡
大で委員会活動も制限され満足な活
動ができませんでした。生活様式も
一変して、三密を避け、ソーシャル
ディスタンスをとることや、各種行
事や祭事などが中止となり、多方面
に大きな影響や被害が出ましたが、
昨年の秋口頃から感染者が激減して
きたところで、元の平穏な生活に戻
りつつあります。ただ、医療関係者
からは感染の第6波も懸念されると
のことで引き続き予防のための行動
はとるべきとの忠告です。
このようなコロナ禍において外食

産業や観光産業が大きな打撃を受け
た影響でコメの需要が極端に落ちた
結果が、昨年の米価の大幅な下落の
要因の一つでしょう。肥料等の生産
資材の高騰も重なり農家は瀕死の状
態です。個々の農家により共済等に
加入できていればこのような難局を
乗り越えることができると思います。

改めてご案内させていただきま
す。全ての農産物を対象に収入減少
を補ってくれるものとして収入保険
やナラシ対策がありますが、加入者
は229人です。また、ナラシ対策
加入者は認定農家257人中168
人となっています。町全体の販売農
家893戸を基準にするとうちらも
とりたてて多くは無いと思います。
それぞれに加入条件があるため農業
者には十分に浸透しているとは思わ
れませんが、今後は生活の安定のた



め多くの農業者に加入されることを
期待します。

我が国の経済は、昨年末の衆議院
議員選挙による与党自民党の圧倒的
な勝利により「経済の立て直し」や
「新しい資本主義」実現のための積
極的な予算が計上され、景気回復の積
動きは確かなものになると予想され
ますが、農業者にとっては、大変厳
しい経営環境です。各種施策の迅速
な、かつ着実な実行を通じ、農業者
の暮らしがより良い方向に向かって
確かなものになるよう望むところ
です。

農業委員会は、農業者の信頼と期
待に応え、多様化する地域の課題に
対応した積極的で見える化を目指し
優良農地の保全を基軸に職務を推進
してまいります。今後とも皆様方
のご協力とご支援をお願いいたします。

謹賀新年



◇農業委員(議席順)

会長 野中 照雄

会長職務代理者 佐藤 正一

委員 増淵 富士子

小堀 良三

永島 信男

小林 欽一

石塚 啓子

和田 悦郎

平石 淳一

◇農地利用最適化推進委員

(区番等順)

委員 大塚 典男

見目 智史

野中 利明

斎藤 浩実

小堀 秀一

齋藤 悦男

加藤 薫

小松 郁夫

鈴木 信久

古口 善郎

小林 毅

古口 忠司

荒井 孝則

野中 瑞晃

横塚 一美

菊地 修一

出口 良久

加藤 清也

女性農業委員として



農業委員
石塚 啓子

女性農業委員として、3期目を迎えました。活動内容は毎月開かれる定例総会や現地調査、年に一度の農地パトロール等があります。今期はとちぎ女性農業委員の会の監事を務めることになりました。そのことにより、自宅や高根沢町役場において、Webで会議に参加する機会が増え、活動内容もとても充実しています。最近では、農地の規模拡大により

農地中間管理事業や農業経営基盤強化促進法等の農地の賃借に対して、書類の取り交わしも手伝うようになりました。昨年は女性の地主さんと共に転用事実確認証明願の件で法務局へ同行したり、女性地主さんの遊休農地について農地利用最適化推進委員さんと共に遊休農地改善への取り組みを積極的に行ったりしました。女性農業委員として農地法を学び、女性の役に立っているという実感ももてました。コロナウイルスの関係で全ての行事に参加することはできませんが、これからもたくさんの方々と学び実践していきたいという思いです。

非農家として



農業委員
和田 悦郎

非農家からの農業委員として選任され、5月から活動を始めました。農業委員会の職務内容についての知識はあまりありませんが、研修等を受けながら、3年間の任期を務めたいと思っています。

ここ6ヶ月程の活動により、職務の中心は農地転用等の手続きが主ですが、担い手への農地の集積

等の取り組み等も行ってきました。関東平野の北部に位置し、平坦で土地改良も進んだ優良農地に恵まれた本町においては、耕作放棄地等遊休農地とは無縁かと考えていましたが、昨年9月の農地パトロールを実施した折、平坦部にも遊休農地が点在する現状を見て、農地としての維持管理の難しさを実感しました。食糧自給率の向上のためにも、遊休農地を解消し、農地の更なる有効利用を促す取り組みが必要と考えられます。一消費者としては、国産農産物の購入・消費に今まで以上に努めたいと思っています。

相続などで農地の権利を取得したときは……

「農業委員会への届出」が必要です！

次により農地の権利を取得した場合、**登記完了後**に届出をしてください。

- 相続
- 遺産分割
- 包括遺贈または
相続人に対する特定遺贈
- 時効取得
- 法人の合併・分割 など

ご不明な点等ございましたら、高根沢町農業委員会事務局までご相談ください。(TEL 028-675-8108)

忘れていませんか？



届出に必要な書類等

- 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 (1部)
(農業委員会事務局にご用意してあります。)
- 印鑑 (認印で差し支えありません。)
- 権利を取得したことが分かる書類
・ (例) 権利書、登記簿謄本など
(写し等を添付する必要はありません。なお、コピーを取らせていただく場合もありますので、予めご了承ください。)

\ ご存じですか？ /

農地の貸し借りの方法は **3つ** あります!



1. 農地法に基づく農業委員会の許可

- ・農地法第3条に基づき、農業委員会等の許可を受け農地の賃貸借を行う場合は、契約期限が到来しても両者による解約の合意がない限り、原則賃貸借は解約されません。(農地法の法定更新)
- ・許可をうけるためには要件があります。 ※こちら以外の要件や必要書類等詳細はお問合せください。

- ① 権利取得後の経営面積が、50a (5,000㎡) 以上であること。
- ② 必要な農作業に常時従事すること 等

2. 農業経営基盤強化促進法の利用権設定

- ・農地法にかかる許可は不要となり、借り手の要件は効率的な農地利用をすることとなります。
- ・利用権設定の期間満了により、農地が返還されるため、安心して貸すことができます。また、再設定も可能です。
- ・利用権設定後と利用権設定期間満了前に農業委員会事務局から通知を送付します。
- ・未相続の農地については、相続人の過半数の同意があれば契約可能です。

3. 農地中間管理事業による農地の貸し借り

- ・農地バンクという公的機関が間に入るため、安心して農地の貸借ができます。
- ・耕作者は賃料の支払い先が農地バンクとなり、個別に所有者と賃料の精算をする必要がなく、所有者には賃料が農地バンクから確実に支払われます。
- ・契約を始めるまでに手続きの都合上約2、3か月ほどお時間をいただくこととなります。また、契約年数は5年または10年となります。

※農地の貸し借り等のご相談・ご不明点等ございましたら、農業委員会事務局 (TEL.675-8108) または地域の農業委員・農地利用最適化推進委員にご相談ください。

● ● 農業用軽油免税証の交付申請のお知らせ ● ●

◆申請受付日程

月 日	受 付 時 間	地 域
1月25日(火)	【午前の部】 9時～11時30分	上高根沢、栗ヶ島、寺渡戸、西高谷、花岡
1月26日(水)		平田、太田、桑窪、上柏崎、亀梨、中柏崎、下柏崎、飯室、伏久、文挾
1月27日(木)	【午後の部】 13時～16時	上阿久津、中阿久津、宝積寺、大谷、石末、光陽台、宝石台

◆受付会場 役場 第4会議室(第2庁舎1階西側)

◆免税証の交付を受けられる方

- (1) 農業を営み農業用機械に軽油を使用する方
- (2) 機械を使う農作業の全てを受託し、農業用機械に軽油を使用する方

※免税軽油使用者が税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から2年を経過していない者である場合などは使用者証および免税証は交付できません。

◆問合せ先 矢板県税事務所 課税課 ☎0287-43-2173 町産業課 営農支援係 ☎675-8104

農業者年金がさらに便利になります！

Point

1

令和4年1月から

35歳未満の方は、月額1万円から加入できる！

35歳未満で認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす方は、1万円から（上限6万7千円）でも通常加入できるようになります。（保険料の納付下限額が2万円から1万円に引き下げられます。）

【保険料引き下げ（保険料1万円以上）の対象者】

次の①～⑤のいずれにも該当しない方

- ① 認定農業者かつ青色申告者
- ② 認定就農者かつ青色申告者
- ③ ①又は②の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者又は直系卑属
- ④ 認定農業者又は青色申告者
- ⑤ ①又は②以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時従事する後継者

【35歳未満の方の通常加入の保険料】

（千円単位で選択できます）



Point

2

令和4年4月から

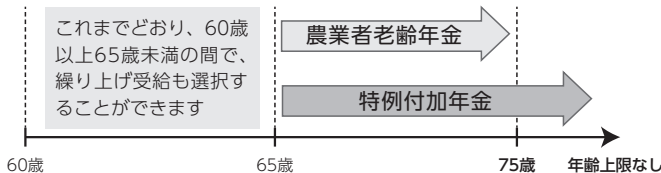
年金の受給開始時期を、ご自身で選択できる！

（昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象）

年金の受給要件を満たした方は、年金の受給開始時期を、ご自身で選択することができます。

【年金の受給開始時期】

- ・ 農業者老齢年金：65歳～75歳
- ・ 特例付加年金：65歳以上（年齢上限なし）



【年金の受給要件】

- 【農業者老齢年金】
 - ・ 65歳以上であること
- 【特例付加年金】
 - ・ 60歳に達した日の前日において20年以上の保険料納付済期間等を有していること
 - ・ 農業を営む者でないこと（経営継承を完了していること）
 - ・ 65歳以上であること

Point

3

令和4年5月から

加入可能年齢が、60歳から65歳に引上げ！

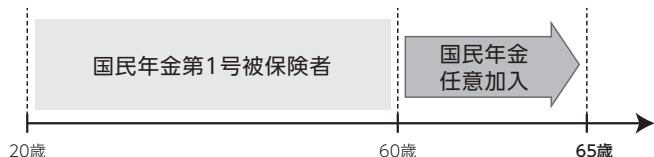
現在、農業者年金に加入できるのは、農業に従事（年間60日以上）する方で、20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者ですが、60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方も農業者年金に加入できるようになります。

【国民年金の任意加入者とは】

国民年金の保険料納付済期間が480月（40年）に満たない60歳以上65歳未満の方で、年金額の充実を目的として、国民年金に任意で加入している方をいいます

【農業者年金の加入要件】

農業に従事（年間60日以上）する方で



農地パトロールを実施しました！

令和3年9月21日・22日に農業委員・農地利用最適化推進委員による農地パトロール（農地利用状況調査）を実施しました。また、この結果をもとに、11月から12月にかけて農地利用意向調査および遊休農地調査を実施しました。意向調査は農地利用最適化推進委員が関係地権者宅を訪問し、適正な利用促進と併せ聞き取りを行いました。関係地権者の方々にはご協力いただき、ありがとうございました。



農業委員会活動報告

— 7月～12月 —

〔7月〕

◆ 7月15日(木)
申請地現地調査

◆ 7月20日(火)
農業委員会定例総会・全協

〔8月〕

◆ 8月5日(木)
令和3年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会(宇都宮市)

◆ 8月18日(水)
申請地現地調査

◆ 8月20日(金)
農業委員会定例総会・全協

〔9月〕

◆ 9月21日(火)・9月22日(水)
農地パトロール

◆ 9月22日(水)
定例総会

〔10月〕

◆ 10月4日(月)
とちぎ女性農業委員の役員会
(web)

◆ 10月15日(金)
申請地現地調査

◆ 10月20日(水)
農業委員会定例総会・全協
第1回広報委員会

〔11月〕

◆ 11月4日(木)
農業者年金加入推進特別研修会
(宇都宮市)

◆ 11月5日(金)
関東ブロック女性農業委員等研修会(オンライン)

◆ 11月22日(月)
農業委員会定例総会・全協

◆ 11月22日(月)
第2回広報委員会

〔12月〕

◆ 12月9日(木)
とちぎ女性農業委員の会通常総会

◆ 12月16日(木)
令和3年度女性農業委員・女性農地利用最適化推進委員研修会(宇都宮市)

◆ 12月16日(木)
申請地現地調査

◆ 12月20日(月)
農業委員会定例総会・全協



編集後記

あけましておめでとうございます。農地や農業者年金等に関する情報を皆様にお伝えしていきたいと思えます。

また、農地の貸借など農地のことならどんな小さなことでも結構ですので、農業委員や農地利用最適化推進委員にお気軽にご相談ください。

くらしと経営に生きる情報をお伝えします！

全国農業新聞

毎週金曜日発行
購読料：月700円

お申し込みは農業委員会
TEL 675-8108まで

農委情報編集委員

- 委員長 石塚啓子
- 委員 増淵富子
- 委員 小堀良一
- 委員 佐藤正一郎
- 委員 和田悦雄
- 委員 野中智史
- 委員 見藤悦男
- 委員 齋藤清也
- 委員 小森清也
- 委員 加藤也